

特定非営利活動法人「バングラデシュと手をつなぐ会」 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人バングラデシュと手をつなぐ会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、同じアジアに生きるものとして、バングラデシュと日本の相互の文化を理解・尊重し、草の根レベルの交流を推進する。そのためにバングラデシュの人々とともに教育、保健医療、及び生活の向上に関する協力事業を行い、人々の自立を目指す活動を支援するとともに、同じアジア人として学びあい、手をつないで生きていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子供の健全育成を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 日本とバングラデシュとの協力・交流を広め、また、相互の関心を高め、我々日本人の生活を見直し、地球市民としての観点を育てる事業
- (2) カラムディ村及びその周辺地域（以下「同地域」と言う）の教育の普及、向上に関わる事業
- (3) 同地域の保健医療の改善に関わる事業
- (4) 同地域の生活の向上に関わる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、会の事業活動を積極的に担う意思を持ち入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、会の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表とし、副代表を1名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行すると共に副代表を置かない場合は、理事会があらかじめ指名した順序によって前項の職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員報酬についてはその定数の3分の1以内の範囲内で支給することができる。

(職員)

- 第20条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表が任免する。

(顧問)

- 第21条 本会は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、代表の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任または解任及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義

- 務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。
- 2 代表は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定による。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、議事録を作成する。

第6章 理事会

(構成及び権能)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は総会に付議すべき事項の他、本会の業務執行に関する事項を議決する。

(開催等)

- 第33条 理事会は次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 代表が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の過半数から請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

- 2 代表は前項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、審議事項等を記載した書面を以って少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は代表がこれに当たる。

(議決等)

第35条 理事会の議決事項は第33条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は出席した理事の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむをえない理由のために、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については議事録を作成する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第39条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第42条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選出した法人等に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	二ノ坂 保喜
理事	RAHMAN MOKHLESUR (ラフマン・モクレスール)
同	宇治 松枝
同	井口 永子
同	中島 知子
同	篠崎 潤子
監事	松原 弘明
同	八木 良子
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第24条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	一口	月額	500円	(年額	6千円)
(2) 賛助会員	一口	月額	1千円	(年額	1万2千円)
- 7 本会の設立当初の主たる事務所は、第2条の規定にかかわらず、福岡市早良区西新5丁目4番20号とする。